

“インターネット上の誹謗中傷を防止”するため 『羽曳野市人権条例』の一部を改正しました

令和7年12月

はじめに

羽曳野市人権条例は、日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、羽曳野市人権擁護都市宣言、そして、羽曳野市総合基本計画を基本理念とし、すべての差別をなくし、人権が尊重され、誇りある希望にあふれた、豊かな人権文化のまちの実現を目指すことを目的として、平成12年に制定しました。

条例では、市民の役割と市の役割を次のとおり定めています。

○市民の役割

すべての市民は、お互いに基本的人権を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識して、生活全般において、人権を擁護するよう努める。

○市の役割

市は、すべての市民の基本的人権を護るため、常に情報の収集・分析研究に努めるとともに、人権意識の高揚に努め、あらゆる啓発活動をすべての事業に反映して、その充実促進を計画的に図るものとする。

近年、インターネットによる差別的発言、誹謗中傷、いじめ、プライバシーの侵害等インターネット上の人権問題が生じている中で、市民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、人権侵害行為を防止するための啓発を強化し、市民一人ひとりが安心してインターネットを利用できる環境づくりを図るため、「市の役割」に次の条文を追加するための条例改正を行いました。

○市の役割（追加条文）

市は、インターネットによる差別的発言、誹謗中傷その他の人権侵害行為が発生している状況に鑑み、人権擁護に関する啓発活動を行うに当たっては、特にインターネットによる人権侵害行為を防止するため、インターネットの危険性に関する啓発を行うものとする。

裏面の『**インターネット上の誹謗中傷の加害者にも被害者にもならないために**』をご確認ください。



〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田4-1-1 羽曳野市 市民生活部 人権推進課

TEL：072-958-1111（内線1053・1054）